

小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針改正案について

令和 8 年 9 月
中小企業庁
経営支援部小規模企業振興課

1. 改正の趣旨

今般、小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）に基づく「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」の各種施策の深掘りのため「小規模事業者の『稼ぐ力』の強化に向けた諸課題に関する検討会 中間とりまとめ」として令和 8 年 5 月に取りまとめました。さらにそれら施策の方向性も含めた「労働供給制約社会における中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略」として令和 8 年 6 月に中小企業庁の中小企業支援戦略の方向性を示しました。

それら検討会の中間とりまとめや強化戦略等に基づき、小規模事業者の支援方針に基づく支援が行われるように、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）に係る「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（令和元年経済産業省告示第百六十九号）」において、その支援方針を明確化し、各商工会・商工会議所における経営発達支援事業などの実行に反映するため、所要の改正を行うもの。

2. 改正の主な内容

①経営発達支援計画の重点的な支援事項を位置づけるための改正

- 各検討会・強化戦略等を踏まえて「持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者（エッセンシャルサービス(ES)提供事業者含む。）への支援」、「成長志向の小規模事業者を創出するための支援」を経営発達支援計画の重点的な支援事項として規定（併せて「地域の持続的成長に向けた創業支援」等も追加で規定）。
- 改正産業競争力強化法に基づき認定 ES 支援機関となることも念頭とし、ES 提供事業者の支援を促す旨、また、「成長志向の経営計画」に係る支援の方向性を規定。 等

②商工会・商工会議所の支援機能の強化を促すための改正

- 中小企業大学校、商工会・商工会議所内部の研修受講の促進（民間オンライン学習サービスの活用・補完含む。）、プッシュ型伴走支援の取組促進、業務効率化のための専門家活用の強化・生成 AI 活用等の推進等により、経営指導員等を含めた支援機能強化を促す旨を規定。
- 支援機能強化の前提として対外的な説明の根拠となる、伴走支援の成果等の把握・評価・スコアリングへの協力を促す旨を規定。 等

③その他、各検討会・強化戦略等を踏まえた所要の改正

- 青年部・女性部の勉強会等を「学び合い・助け合いの場」と位置づけ、ES 維持のため助け合い・協業に加え事業引継ぎの促進の旨追記。
- 経営指導員等の意欲を向上させるための方策として優良事例の P R 等の実施を推進する旨を追記。等

3. 今後のスケジュール

令和 8 年 9 月～10 月頃：パブリックコメント

10 月頃：中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会

11 月頃（予定）：公布・施行